

日本健康学会誌への投稿に関する規定

1. 本誌は総説，原著，資料，論著，学会総会プログラム，その他（学位論文紹介，会員の声，書籍紹介，書評，研究室紹介など）を掲載する。
2. 本誌の発行を円滑にするため，編集委員会を置く。
原稿作成要領は別に定める。
3. 編集事務局は当分の間，下記に置く。
〒181-8611 東京都三鷹市新川 6-20-2
杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室内
TEL：0422-47-5512（内線 3460）
4. 本誌の発行は原則として隔月年 6 回とし，ほかに総会に際して学会講演集を発行する。
5. 投稿論文は未発表のものとし，和文または英文とする。
6. 論文の筆頭著者と連絡責任著者は日本健康学会会員に限る。ただし，編集委員会による依頼原稿の場合にはこの限りではない。
7. 論文の掲載は受付順を原則とするが，著者の希望により至急に掲載することができる。その場合，至急手数料 2 万円が必要となる。また，第 8 項 3) に定める学会からの補助は行なわない。
8. 論文掲載にかかる費用負担は以下の通りとする。
 - 1) 掲載費用
本文（基本的な図・表を含む）：刷り上がり 1 ページ当たり 2,000 円
特別な配置の図・表の場合には追加料金が発生することがある。
別刷料：10 部単位で 1,000 円
 - 2) 学生割引
原稿受付日に学部あるいは大学院の学生である者は，その証拠書類を添えて投稿すれば別刷料以外の掲載費用の 50%を割引く。
 - 3) 学会補助（当分の間）
論文 1 篇につき 1 万円，別刷料（30 部以内）。
9. 依頼原稿の掲載費用は全て学会負担とした上で，著者には別刷 30 部を進呈する。
10. 本誌に掲載された論文などの著作権は日本健康学会に帰属する。
付則：この規定は平成 29 年 4 月 25 日より施行する。

一部改訂して平成元年3月24日暫定. 平成2年11月15日改訂. 平成18年3月24日改訂. 平成24年3月21日改訂. 平成26年3月1日改訂. 平成28年1月1日改訂. 学会名・学会誌名の変更に伴い平成29年4月25日改訂.

日本健康学会関係連絡先

入会・退会・住所変更・年会費払い込み

〒602-8048 京都府京都市上京区下立売通小川東入西大路町146番地

中西印刷(株)内 日本健康学会 会員管理担当

Eメールアドレス : jshhe@nacos.com

TEL : 075-415-3661 FAX : 075-415-3662

郵便振替口座 00120-0-368198